

働き方改革セミナー&個別相談会

令和元(2019)年から働き方改革関連法が順次施行されました。また、本年4月から中小企業・小規模事業者等においても労働施策総合推進法によりパワーハラスメント防止措置が義務化され、さらに労働基準法の適用猶予廃止により、来年4月から中小企業・小規模事業者等の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%に引き上げられます。

労働環境が激変している今、経営者のための働き方改革セミナーを開催いたしますので、ご案内申し上げます。

開催日時・内容・開催場所 ※受付は13時00分からとなります。

開催日時	内容	開催場所 (定員)
令和4(2022)年 8月25日 (木) 13:30~	「ハラスメント対策」 ~パワハラ対策義務化、事業主の講ずべき措置~	城址公園ホール (壬生中央公民館) 視聴覚室 壬生町 本丸1-8-33 (20名)
	「36協定と変形労働時間制」 ~サブロク協定届の正しい書き方と変形労働時間制について~	
令和4(2022)年 10月27日 (木) 13:30~	「ハラスメント対策」 ~パワハラ対策義務化、事業主の講ずべき措置~	栃木県庁小山庁舎 大会議室 小山市 犬塚3-1-1 (20名)
	「時間外労働の上限規制と働き方改革」 ~生産性の向上をはかり、時間外労働を減らすために~	

※「ハラスメント対策」は、各回とも同じ内容となっています。

日程等

- ・受付 13:00~
- ・セミナー 13:30~15:30
「ハラスメント対策」講師：栃木労働局雇用環境・均等室 職員
「働き方改革」講師：栃木働き方改革推進支援センター 窓口支援専門家
- ・個別相談会 15:30~16:00(希望者)
働き方改革、助成金、テレワーク等の様々な問題に無料で相談に応じます。

<対象> 県内企業の経営者、管理職、人事労務担当者 等

- ※ セミナーの参加に際して、マスクの着用、手指の消毒、検温に御協力をお願いいたします。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、セミナーを延期または中止する場合やオンライン配信に変更する場合があります。その際は、別途ご連絡します。

<主催> 栃木県小山労政事務所、栃木働き方改革推進支援センター(栃木労働局委託事業)

<共催> 壬生町(8月25日)

お申込み方法等につきましては裏面をご覧ください。

申込方法 申込書に記載の上、FAX 又はメールでお送りください。

電話でもお申込みできます。

働き方改革 セミナー&相談会 申込書

1 参加希望（希望する日に○をつけてください）

開催日時	定員	会場	申込締切	希望
8月25日(木) 13:30~	20名	城址公園ホール (壬生中央公民館) 視聴覚室	8月18日(木)	
10月27日(木) 13:30~	20名	栃木県庁小山庁舎 大会議室	10月20日(木)	

※ 募集定員に達した時点で、受付を終了させていただきます。

2 参加者氏名

企業・ 機関名		ふりがな 参加者氏名	
ご住所			
電話番号		FAX番号	
E-mail			

3 無料相談会への参加（希望する場合は記載してください）

相談事項（相談したい事項に○を付けてください。）	相談内容
・働き方改革 ・助成金 ・テレワーク ・ハラスメント ・その他（ ）	

【申込み・問合せ先】

栃木県小山労政事務所
TEL 0285-22-4032 FAX 0285-22-4031
E-mail oyama-roj@pref.tochigi.lg.jp